

ロールスクロール事件（平成19年7月19日判決）

1. 事件の概要

本件は、拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消しを求める事案である。

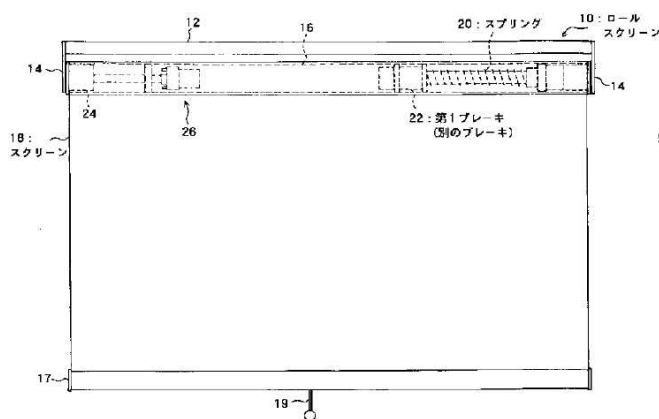
2. 特許請求の範囲

【請求項1】

サイドプレートに回転可能に支持された巻取パイプの内部にスプリングを収容し、スプリングの蓄勢力によって巻取パイプにスクリーンを巻き取るようにし、スクリーン巻取り初期段階から巻取パイプに内蔵したブレーキによってスクリーンの巻取速度を減速し（注、第1ブレーキ22のこと）、

スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速する一方で、ブレーキによってスクリーンを巻取り不能にはせずに、スクリーンをブレーキ以外によって停止させて（注、第2ブレーキ26のこと）巻取パイプに完全に巻き取るようにしたことを特徴とするロールスクリーン。

【図1】



3. 引用発明の内容

引用発明は、本発明と同種のロールスクリーンに関する発明であり、裁判所は以下のとおり認定した。

引用発明のロールスクリーンの巻上げ制動装置は、抵抗隆部14により、粘性ダンパ23の制動力が回転速度の増加に対応して増加し、この制動力の増加は、巻き取るべきスクリーンの重さ（長さ）の変化による回転速度の増加（スクリーンを巻き取るに連れて、更に巻き取るべき長さが短くなり、軽くなるので、回転速度が増加すること）に対抗して、巻上げの回転速度を減速させ、結局、ほぼ一定の巻取速度でスクリーンを巻き取るものということができる。

4. 審決の判断

裁判において争点となった相違点1のみについて記載する。

[相違点1]

本願補正発明が、スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速しているのに対して、引用発明は、スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速しているのか明らかではない点。

・本願発明

A (第1のオイルブレーキ) + B (第2のオイルブレーキ)

・第2のブレーキは、巻き取りの最終段階で作用。

・引用発明

A (粘性ダンパ)

[相違点1についての判断]

上記粘性ダンパは巻取りの初期段階から終始一貫して巻取筒の加速を抑圧させるもの(言い換えれば、スクリーン巻取り初期段階から最終段階までの間、一貫して巻取筒の加速を抑圧するように減速させる事によって、ほぼ一定の巻取速度でのスクリーンの巻取りを実現するもの)と解する事ができる。

してみれば、スクリーン巻取り初期段階から同様の減速を行っても最終段階で十分な巻取筒の減速特性が得られないような特性のブレーキを用いた場合に、言い換えれば、スクリーン巻取り初期段階からブレーキを作動させても、スクリーンの巻取速度が最終段階において加速してしまうような特性のブレーキを用いた場合()、スクリーン巻取り最終段階で所望の減速特性が得られるようにするために、スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速させるようにすべき事は()、当業者が必要に応じて適宜採用することができる設計的事項というべきである。

() スクリーン巻取り最終段階で所望の減速特性が得られるようにするために、スクリーン巻取り最終段階で巻取速度を減速させる技術手段は、例えば、実公昭58-21919号公報(乙1)や特公昭56-39453号公報(乙2)にあるように、従来より周知である。

これらは、最終段階で作用するブレーキ(構成B)のみ記載。

最終段階で十分な減速特性が得られない場合に、巻き取り速度を減速させること(構成Bを採用すること)は設計事項。

5. 裁判所の判断

(1) 引用発明のブレーキ(粘性ダンパ)は、審決が認定するとおり、「スクリーン巻取り初期段階から最終段階までの間、一貫して巻取筒の加速を抑圧するように減速させる事によって、ほぼ一定の巻取速度でのスクリーンの巻取りを実現するもの」である。

従って、審決が前提とする()の事情は存在せず、当業者が、あえて、そのような構成(構成Bのこと)を採用して引用発明に適用することが、設計事項であるとも、容易であるともいえない。

(2) もっとも、スプリングの蓄勢力に対し、制動力が小さすぎる粘性ダンパを選択したような場合を仮定すれば、引用発明の粘性ダンパであっても、「スクリーン巻取り初期段階から同様の減速を行っても最終段階で十分な巻取筒の減速特性が得られないような特性のブレーキ」に当たるといえないこともない。しかしながら、粘性ダンパの制動力の大きさをスプリングの蓄勢力に見合ったものとするところこそ、まさに設計事項であり、引用例1には、そのための手段も記載されている(上記(1)のA(カ))のであるから、本願補正発明に対する公知技術として引用発明を選択しながら、上記のような仮定を設定すること自体、失当といわざるを得ない。

6. 検討

(1) 組合せの阻害要因として、主引例の発明が、本件発明が解決しようとする課題を十分に達成しているので、同じ目的に資するための別の構成を取って採用する動機付けがなく、組み合わせる困難との主張は有効か。

(2) 引用発明にいくら本件と同じ課題が記載されているとしても、引用発明がその課題を100%解決しているとは限らないので、その点では疑問である。

本件の場合でいえば、「本考案はスクリーン巻取筒の加速を抑制し、スクリーンをほぼ一定の速度で静粛かつ円滑に巻き取ることができ、巻終わりの際の衝撃力や騒音の発生を防止すると共に、構成簡単にして所望の制動作用が得られ、信頼性に優れ、且つ量産性に富む等、実用上種々の効果を奏するものである。」と記載されているが、引用発明がこの課題を100%達成しているとする前提に無理があるように思える。

なお、原告は、引用発明に関する認定の誤りとして、上記「スクリーンをほぼ一定の速度で終始一貫して・・・巻取ることができるようにした」との記載は、引用例1に記載された構成からは現実に達成することが不可能であって、単に出願人が希望する理想の効果を述べたものにすぎず、このような記載を根拠とする審決の上記認定は、誤りであると述べている。(採用されていない)

弁理士 鈴木 守